

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、令和6年度から令和9年度までの4か年をかけて、市内78消防出張所の体制を変更します。

2 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

(2) 対象

令和7年度までに、鶴見、神奈川、西、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子消防署の消防出張所を対象として実施しています。

令和8年度は、金沢、港北、緑、青葉消防署の消防出張所が対象となります。

3 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職の24時間当直勤務によるマネジメント体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

＜今後の体制＞

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安心・安全を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

＜今後の体制＞

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

＜現行体制＞

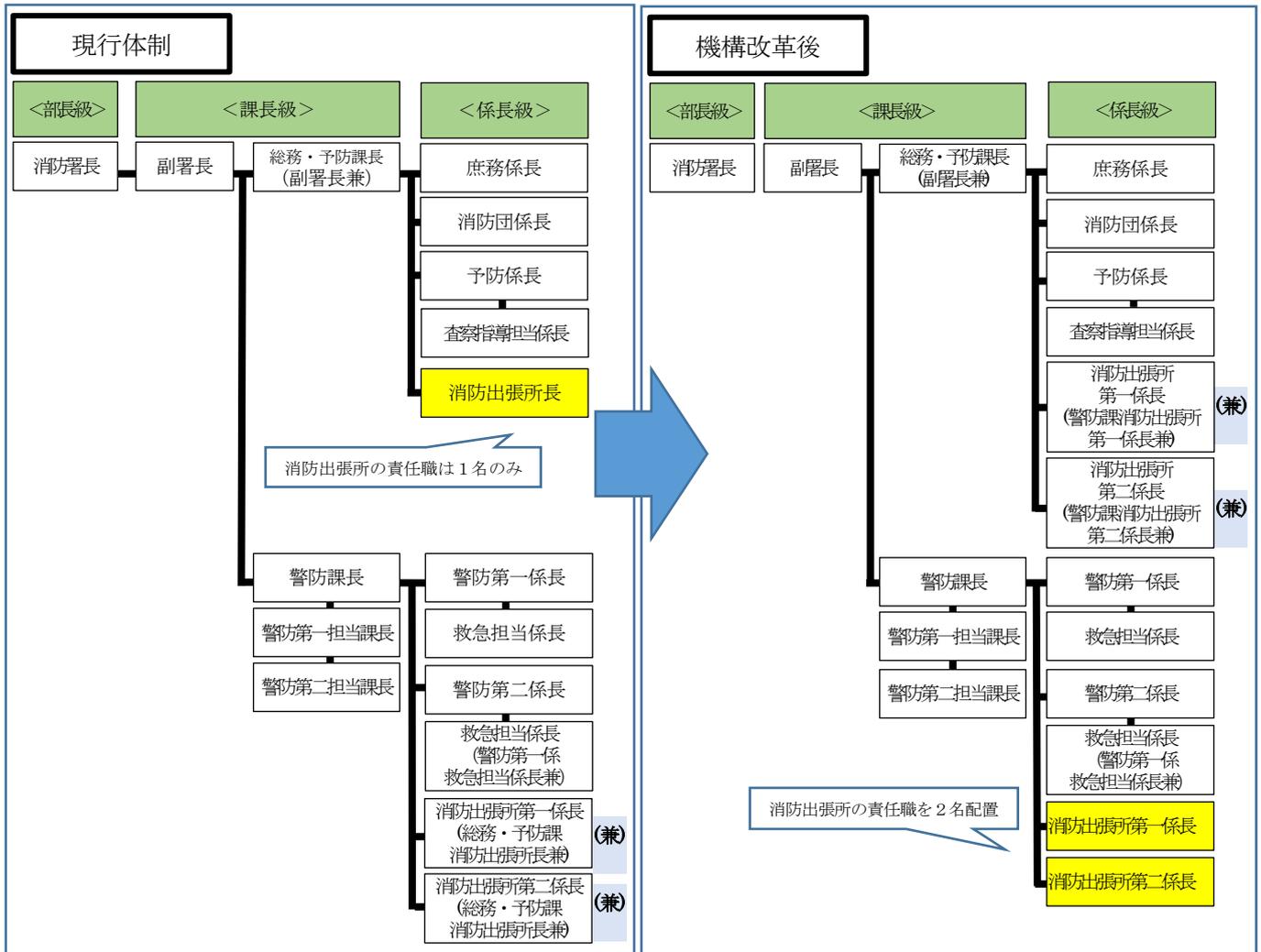
地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

＜今後の体制＞

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】



横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

1 本市の取組

(1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年～	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

(2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら



巡回指導の様子



パトロールの様子



看板の例

【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きながらのたばこによるやけど	59%

『この1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

機会はありません	22%
歩きながら	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

2 現状の課題と今後の方向性

課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まった喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



従来の喫煙所(横浜駅東口喫煙所)



他自治体の密閉型喫煙所(新橋駅前SL広場指定喫煙場所)

3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

- 市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)
- 特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。
- 同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。



あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

1 ダイレクトメール発送について

災害発生時に一人では避難が困難な要援護者の避難支援を円滑に進めるためのシステムである「あおば災害ネット」の登録促進のため、2月下旬頃に対象の方へダイレクトメールを発送いたします。

登録が済んだ方につきましては、民生委員から「支えあいカード」のコピーの提供がありますので、登録者情報の確認と安全な管理をお願いいたします。

2 あおば災害ネットについて

あおば災害ネットに関する基本的な資料を配布しますので、是非ご一読いただきますようお願いいたします。

会長が交替される際には「支えあいカード」とともに引継ぎをお願いいたします。

今月の自治会・町内会配送ルートにて、各自治会・町内会長の皆様に下記資料を1部ずつ送付いたします。

別紙1-1 あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

別紙1-2 ダイレクトメール同封の案内文

別紙1-3 ダイレクトメール同封の返信用ハガキ

別紙2-1 あおば災害ネット「支えあいカード」について

別紙2-2 支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点

別紙2-3 あおば災害ネットリーフレット

別紙2-4 自治会長の交代時の「支えあいカード」の引継につきまして
(令和6年6月20日区連会配布資料)

問合せ先：	○地域防災拠点の発災時の運営など防災に関すること 総務課 TEL (978) 2213
	○民生委員(訪問・支えあいカード作成担当)に関すること 福祉保健課 TEL (978) 2433
	○支えあいカード、対象となる要援護者に関すること 高齢・障害支援課 TEL (978) 2444

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

平成 20 年 3 月にスタートした「あおば災害ネット」は、自治会・町内会、民生委員児童委員等関係者の皆様のご尽力・ご協力により、地域の中で取組を進めていただいているところです。

要援護者の災害への備えの一環として登録促進のためのダイレクトメールを発送します。発送後の流れは次のとおりです。

ダイレクトメール発送と発送後の流れ

1 ダイレクトメールの発送

災害時要援護者リスト^{*1}に新規に掲載された方（施設入所者を除く）で、「支えあいカード」未登録の方を対象として、登録を促すためのダイレクトメールを、2月下旬頃に発送します（発送件数約 1,500 通）。

2 ダイレクトメール発送後の流れ

① 登録を希望される方から区役所への連絡（はがき^{*2}の返送）

↓

② 区役所は毎月の区民児協にて、登録希望者の情報を、各地区の会長へ提供

↓

③ 各地区の会長は地区定例会にて、担当地区の民生委員児童委員へ提供

↓

④ 担当地区の民生委員児童委員は順次、登録希望者を訪問し、希望者については「支えあいカード」を作成し区役所へ提出

↓

⑤ 区役所は原本を保管し、コピーを 4 部（自治会・町内会分、民生委員児童委員分、地域防災拠点分、本人分）民生委員児童委員へ提供

↓

⑥ 民生委員児童委員から各自治会・町内会長、民生委員児童委員、地域防災拠点運営委員長、本人へコピーを提供

※1 災害時要援護者リスト

災害時要援護者のうち、次のいずれかに該当する方の個人情報を記載した一覧で、大規模等災害発生時には各地域防災拠点に提供されるものです。

- (1) 介護保険の介護度が要介護3以上の方
- (2) 全員が65歳以上の世帯で、いずれも介護保険の介護度が要支援以上の方
- (3) 介護保険の介護度が要介護2以下で、認知機能の低下のある方
- (4) 障害福祉サービスを受給されている方（身体障害、知的障害、難病患者）
- (5) 聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
- (6) 療育手帳（愛の手帳）判定基準表A1又はA2の方

※2 返信用はがき

対象者には、ダイレクトメールで別紙のようなご案内と返信用はがきを送付します。

※3 参考

令和7年12月末現在、「支えあいカード」の登録者数は3,465人です。

「支えあいカード」作成のご案内について

あおば災害ネット(青葉区災害時要援護者避難支援システム)

ご案内が到着した方へ

このご案内は、令和7年9月末時点において、裏面の要件に該当する方を対象にお送りしています。それ以降に転居・死亡等により該当されなくなった方や、すでに「支えあいカード」を作成された方は、お手数ですが、廃棄していただきますようお願い申し上げます。

※「ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業」で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、今回ご案内するのは別の事業です。

青葉区では、震災等の災害発生時に、お一人では避難が困難な要援護者(ご高齢の方や障害のある方等)の円滑な避難支援を進めていくための「あおば災害ネット」を運用しており、地域における災害発生時の安否確認や避難支援の備えとしています。

この「あおば災害ネット」では、要援護者ご本人の申し込みにより、地区を担当する民生委員等がご自宅を訪問し、ご本人の状況等に関する情報を記載した「支えあいカード」を一緒に作成します。

作成後は、自治会・町内会役員、地域防災拠点運営委員、民生委員、区役所の4者がそれぞれ「支えあいカード」を保管します。

詳しくは、同封のリーフレットをご参照ください。

「あおば災害ネット」の趣旨をご理解の上、「支えあいカード」の作成を希望される方は、同封のはがきに「住所・氏名・電話番号・生年月日」をご記入の上、青葉区役所あてにご返信ください。

後日、地区を担当する民生委員等からご連絡の上、訪問いたします。

裏面もご確認ください

対象となる方

このご案内は、令和7年9月末時点において、以下の要件に該当するご自宅にお住まいの方を対象にお送りしています。

①介護保険の介護度が要介護3以上の方
②全員が65歳以上の世帯で、いずれも介護保険の介護度が要支援以上の方
③介護保険の介護度が要介護2以下で、認知機能の低下のある方
④障害福祉サービスを受給されている方 (身体障害、知的障害、難病患者)
⑤聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
⑥療育手帳(愛の手帳)判定基準表A1又はA2の方

令和8年2月

【問い合わせ先】

総務課庶務係(地域防災拠点の発災時の運営など防災に関すること)

電話 978-2213 FAX 978-2410

福祉保健課運営企画係(民生委員(訪問・支えあいカード作成担当)に関すること)

電話 978-2433 FAX 978-2419

高齢・障害支援課高齢・障害事務係(支えあいカード、対象となる要援護者に関すること)

電話 978-2444 FAX 978-2427

登録を希望される方は、対象となる方の住所・名前・電話番号・生年月日のご記入をお願いいたします。
ご返信いただいた方に、後日地区を担当する民生委員・児童委員等が訪問いたします。

**あおば災害ネット
(青葉区災害時要援護者避難支援システム)
「支えあいカード」の作成を希望します。**

記入日 年 月 日

ご住所 青葉区

(ふりがな)
お名前

お電話

生年月日

- ※ このはがきは、区役所を通じて民生委員・児童委員等が受け取ります。ご返信の際には、同封の情報保護シールを貼付してください。
- ※ 「ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業」で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、今回ご案内するのは別の事業です。

あおば災害ネット「支えあいカード」について

災害時に一人では避難が困難な要援護者（高齢者や障害者等）を支援するために、青葉区では要援護者の情報をあらかじめ地域で共有するための仕組みとして「あおば災害ネット」を推進しています。

登録を希望する要援護者の「支えあいカード」を作成し、情報共有のために関係者にお渡ししています。要援護者支援には、民生委員、自治会・町内会、地域防災拠点及び区役所が日頃から連携しながら体制を整えることが大切です。下記概要と別添のリーフレット及び「支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点」を改めてご一読いただきますようお願いいたします。

1 要援護者に地域の支援が必要な理由

過去の大きな災害では、生き埋めや閉じ込めから助かった人の大半が自助・共助により命を取り留めました。普段在宅で生活している要援護者は自助が難しいケースが多いため、発災直後においては、共助＝「地域による助け合い」が特に大きな意味を持ちます。

2 支えあいカードの目的

地域のつながりの希薄化・弱体化が進んでいる現代において、個人情報に配慮しながら、いざという時に備えて、災害時に一人では避難が困難な方の情報を地域で事前に共有することを目的としています。

3 支えあいカード関係者それぞれの主な役割

- (1) 自治会・町内会 → 近隣による助け合いの体制づくり、発災時の助け合い
- (2) 民生委員 → 支えあいカード作成・更新、関係者への（写）の配付
- (3) 地域防災拠点 → 発災時の助け合い
- (4) 区役所 → 支えあいカード原本の保管

4 支えあいカードの活用例

- (1) 平常時
 - ア つながり作り
 - ・ 訪ねてみる（顔合わせ）
 - ・ 地域の催しへの参加声かけ 等
 - イ 防災訓練
 - ・ 防災関係者（担当者）による要援護者の居住地確認
 - ・ 要援護者宅から地域防災拠点までの経路・避難方法の確認
 - ・ 地域防災拠点における要援護者の居住スペースの確認 等
- (2) 発災時
 - 可能な範囲での要援護者の安否確認、救助 等

支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点

平成 29 年施行の改正個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）により、「支えあいカード」も同法の適用を受けるようになりました。そのため、「支えあいカード」の個人情報の取り扱い上の注意点をまとめました。

1 基本的な考え方

個人情報保護法の基本的ルールは「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。言い換えれば、本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供・紛失等されることが無いように配慮・対応するということです。

2 個人情報保護法上の取扱事業者の主な義務

- (1) 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて本人に伝えること（第 15 条、第 18 条）
- (2) 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと（第 16 条）
- (3) 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること（第 23 条）
- (4) 健康状態や障害等の「要配慮個人情報」は本人の同意を得て取得すること（第 17 条）
- (5) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」に応じること（第 28 条、29 条）
- (6) 取得した個人情報は安全に管理すること（第 20 条）

3 支えあいカードの取り扱い上の注意点

- (1) 支えあいカード（あおば災害ネット）の趣旨（目的）以外では使用しない。
支えあいカードは、災害発生時に要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が近隣の助け合いのもとに円滑に進むよう、地域があらかじめ当該世帯を把握することを目的としています。
- (2) 支えあいカードに記載されている地域の関係者以外には情報を提供しない。
それ以外の第三者に提供する必要が生じた場合は、必ず本人の同意を得る。
支えあいカードに記載されている地域の関係者は次のとおりです。
 - ・自治会・町内会役員（班長等を含む場合が多い ※各自治会の規約による）
 - ・民生委員・児童委員 ・地域防災拠点運営委員 ・区役所
- (3) 紛失や漏えい等を防ぐため、専用のフラットファイル等に綴じ、鍵のかかる場所に保管するなど安全に管理する。
専用のフラットファイル（背幅 15mm ピンク）は、以前、各自治会・町内会に配付しています（足りない等ありましたら、下記までご連絡ください）。

※自治会・町内会長が交替される場合は、確実な引継ぎをお願いいたします。

災害時のお役立ち情報

災害時の備えとして、ご活用ください。

青葉区防災アプリ 横浜市青葉区の災害・緊急情報を取得できるアプリです。

青葉区の災害情報や区政情報は **FMサルースのアプリから!!**

『FMサルース』は災害情報や緊急情報を **PUSH** 配信により取得できる無料ラジオアプリです。

アプリを無料でダウンロード

FMサルース 検索

FMプラブラ 検索

こちらの二次元コードからダウンロードページへアクセス!

このアプリに関するお問い合わせ 横浜コミュニティ放送株式会社 (FMサルース) ☎330-5322

Net119 聴覚・言語機能障害のある方が音声によらない緊急通報ができるアプリです。

①「通報する」ボタンを押下

②「救急」「火事」の別を選択

③要請場所を選択後、チャットで詳細な状況を確認

詳細はホームページからご確認ください

119番通報のかけ方 横浜市 検索

このアプリに関するお問い合わせ 横浜市消防局司令課 ☎334-6725 FAX:334-6720

災害用伝言ダイヤル 災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

ご利用方法

- 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生をおこなってください。
- 録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。

171 をダイヤル

録音の場合は 1 をダイヤル

再生の場合は 2 をダイヤル

被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル

録音

再生

1 をダイヤル

9 を入力

あおば災害ネットのお問い合わせ ※制度概要のお問い合わせは、どの担当でも承ります。 令和8年1月発行

民生委員に関することは 福祉保健課 運営企画係 ☎978-2433 FAX:978-2419

地域防災拠点や防災に関することは 総務課 庶務係 ☎978-2213 FAX:978-2410

福祉・介護サービス等に関することは 高齢・障害支援課 高齢・障害事務係 ☎978-2444 FAX:978-2427

青葉区災害時要援護者避難支援システム

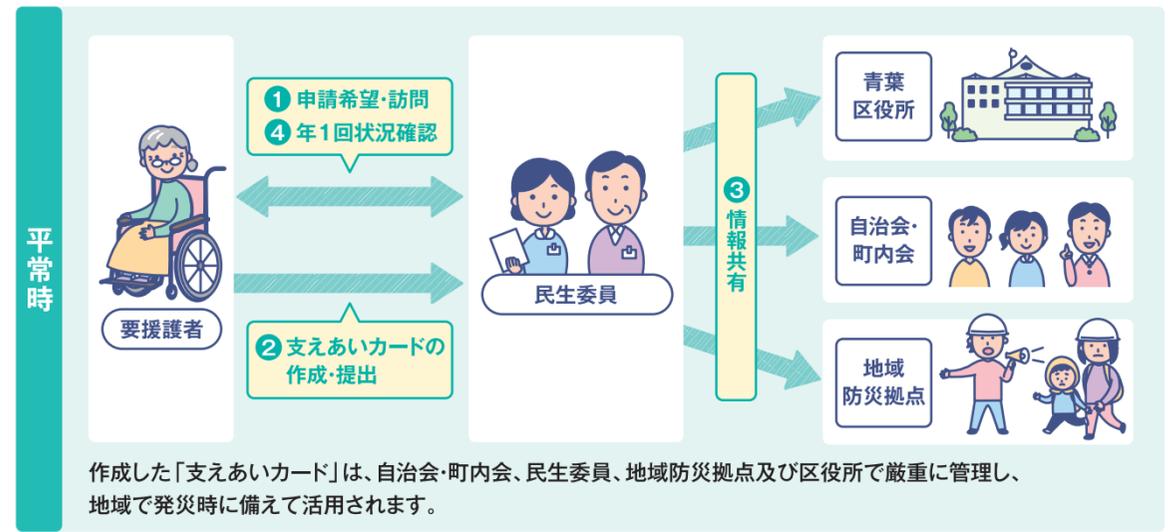
あおば災害ネット



「あおば災害ネット」は、災害発生時、要援護者（お一人では避難が困難な高齢の方や障害のある方等）の安否確認や避難誘導が近隣の助け合いのもと円滑に進むよう、地域であらかじめ該当世帯を把握するものです。

大規模な災害が発生した時、救出救助をはじめ、行政からの支援は皆さんのもとへすぐは届かない場合があります。特に災害発生直後の避難支援には地域の協力が欠かせません。

登録を希望する方へは、民生委員がご自宅を訪問し、一緒に「支えあいカード」を作成します。このカードにより、支援が必要な要援護者の情報を地域が共有し、災害に備えることを目的としています。



申請から登録までの流れ

STEP 1

申請希望

対象となる方は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、家族が働いていて日中は一人、認知症や障害がある等、災害時の避難に不安を感じている方です。

希望される方は、地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へ連絡ください。

STEP 2

民生委員と一緒に「支えあいカード」の作成

ご自宅に民生委員が訪問し、かかりつけ医や支援が必要な状況を聞き取り、緊急時の連絡先等の確認を行って一緒に作成します。

※「民生委員」とは、見守り訪問や地域活動を行う「地域のつなぎ役」です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で区内で約300人が活動しています。



STEP 3

地域で情報共有

作成した「支えあいカード」は民生委員が預かり、区役所に提出されます。その後、原本を区役所で、写しを自治会・町内会、民生委員及び地域防災拠点で、それぞれ厳重に管理します。登録者の情報は集約表にまとめたり、登録者の情報入りの地図を作製したり、防災訓練に利用する等、災害発生時に備えて地域で活用されます。

青葉区では

「あおば災害ネット」の登録者に「あんしん情報ボトル」を配付します。

「あんしん情報ボトル」はプラスチック製の筒で、中に「支えあいカード」の本人控えを入れて、冷蔵庫で保管します。

災害時にはボトル内の情報を避難の際に役立てます。

「あんしん情報ボトル」はこんな活用方法もあります。

かかりつけ医の診察券のコピー、お薬手帳のコピー、緊急連絡先なども一緒に保管します。こうすることで災害時だけではなく急病などの際に、救急隊が活用することもできます。かかりつけ医などの医療情報があれば、搬送先の病院との調整に役立ちます。



よくあるご質問

Q 「支えあいカード」を作成し、あおば災害ネットに登録すると災害発生時に必ず支援を受けることができますか？

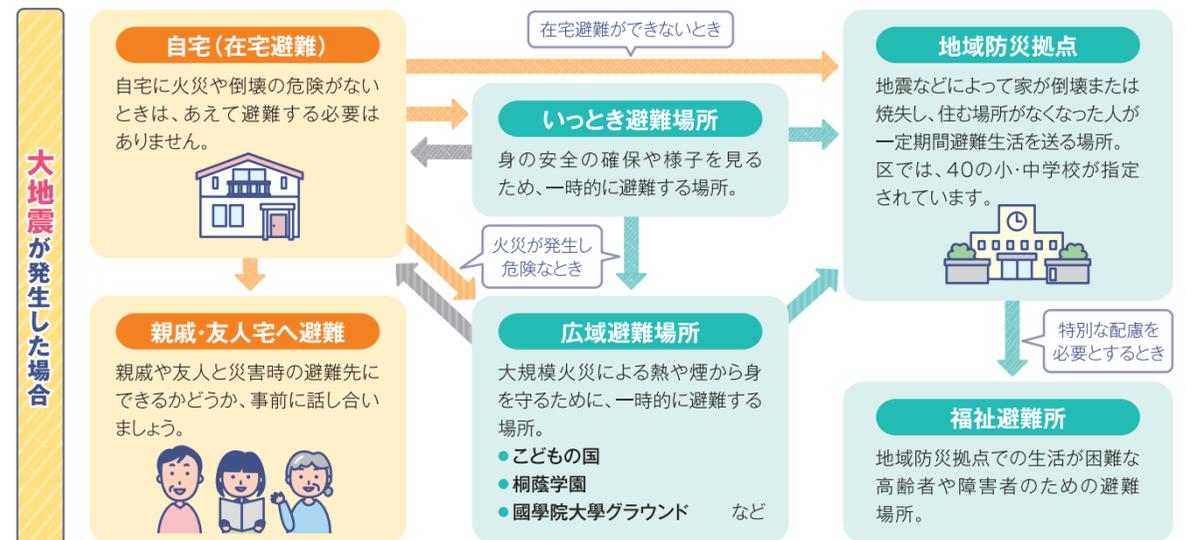
A 災害時の避難支援等は、「ご近所の助け合い」のもと成り立っています。発災時は、地域の支援者自身が被災する状況も考えられますので、「支えあいカード」に登録された方への支援を必ずしもお約束するものではありません。

Q 災害時の支援以外に、日常的な見守りの支援はありますか？

A 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の方で希望をする方には、民生委員が定期的な訪問をする支援があります。地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へご連絡ください。

もしも今、地震が発生したら？

今後30年以内に横浜市で震度6以上の大地震が発生する確率は、82%といわれています。大地震へ備えるために、できることから始めましょう。



〔参考〕大地震と風水害の避難場所の違いは？

	大地震	風水害
避難先	市立の小・中学校など地域ごとに指定された「地域防災拠点」	市立の小・中学校など安全な経路が確保できる「風水害の避難場所」
開設基準	市内で震度5強以上を観測した場合、区内40カ所に一斉開設	3つの状況を基準に避難勧告等を発令、避難場所を開設 状況Ⅰ 土砂災害警戒情報の発表(可能性があるとき) 状況Ⅱ 河川の増水による洪水の発生(恐れがあるとき) 状況Ⅲ 区内全域で多くの被害の発生(恐れがあるとき)
避難の目安	家屋の倒壊などにより、自宅で生活ができなくなったとき	地域に避難情報等の発令や危険を感じたとき
物資の配布	被災生活で必要最低限の物資を配布 ※在宅避難者分も地域防災拠点で配布	原則配布なし
開設・運営者	自治会・町内会が中心の運営委員会、避難者	市職員など

自治会長の交代時の「支えあいカード」の引継につきまして

1 支えあいカードとは

災害発生時に一人では避難が困難な要援護者（高齢者や障害者など）の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いにより行えるよう、青葉区では、「あおば災害ネット」という要援護者の情報を地域が共有するためのシステムを区全域で運用しています。

「支えあいカード」とは

あおば災害ネットに要援護者情報を登録するためのカードで、要援護者と地域をつなぐツール

- 要援護者にとって
災害時に備えて、自身の状況を可能な範囲で地域に知ってもらうためのツール
(記載内容を自分で決められる)
- 地域にとって
災害時に助けを必要としている住民の情報を事前に把握し、
住民同士の助け合いにつなげるツール

2 支えあいカードの引継

支えあいカードは、自治会、地域防災拠点、民生委員、区役所がそれぞれ保管し、平常時から情報共有や発災時を想定した体制づくりや訓練の実施に役立てていただいています。自治会長の皆様の具体的な役割は、下段表の通りです。

自治会長職の交代がある時は、引継ぎを行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

フェーズ	役割・実施内容	実施主体
平常時	支えあいカードの記載時の訪問、 支えあいカードの情報変更・削除・内容共有	民生委員
	近隣による助け合いの体制づくり	自治会・町内会
	発災時を想定した、支援シミュレーション訓練等	地域防災拠点
	支えあいカード原本の保管、あおば災害ネットへの登録勧奨	区役所
発災時	安否確認・避難支援(可能な範囲での対応)	自治会・町内会・地域防災拠点のほか、地域の支援者の皆様

特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和 7 年 12 月 14 日（日）13 時 30 分～15 時 30 分

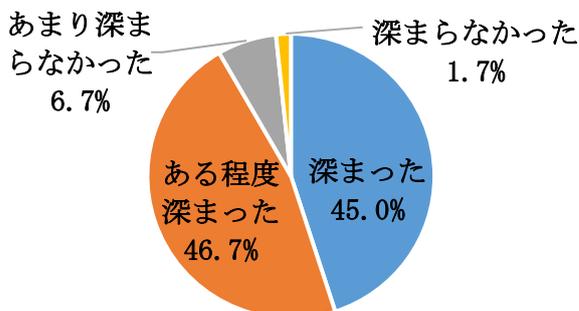
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270 人

<アンケート結果>

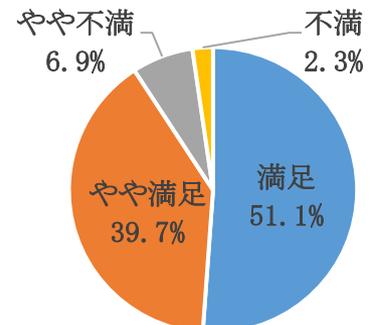
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

深まった・ある程度深まった 91.7%



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 90.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ケ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

5 国等への要望・要請

(1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、『特別市』の法制化の実現』を、総務省に要望しました。

(2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

(3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

(4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561
Eメール:ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

大都市の未来を考える

指定都市市長会 シンポジウム

～新たな大都市制度について～

2026 (令和8年)

3/22日

13:30~15:30 (開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料 定員300名
(事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

山中 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー

参加申込は
こちら



山中 竹春
横浜市長



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん
一橋大学教授

—主催—



—主催—



お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

GREEN×EXPO 2027 におけるボランティアについて【情報提供】

1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第 2 弾となる「植物管理ボランティア(約 2,000 人)」及び「運営ボランティア(約 10,000 人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026 年 7 月頃から募集を開始する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 募集概要

	植物管理ボランティア(約 2,000 人)	運営ボランティア(約 10,000 人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	・ 2027 年 4 月 2 日時点で満 15 歳以上の方(中学生を除く) ・ 8 日以上活動していただける方(2 種類応募する場合 16 日以上)	
活動期間	2027 年 3 月 19 日(金)～9 月 26 日(日)	
活動時間	1 日当たり 4 時間程度を想定	
募集締切	2026 年 4 月 30 日(木) 17 時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページ」 https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950(受付時間: 9:00～17:30 ※毎週水曜日休み)	

※ 募集相談会(参加は任意)について

2026 年 3～4 月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で 10 回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページで順次発表します。

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類		活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
	①花・緑ガイド	会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
	②植物管理	会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～ 4月30日	GREEN×EXPO協会
	③運営	会場内外での来場者案内・運営サポート			
	④ツアーガイド	フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
	⑤フィールドづくり	フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等			
	⑥プログラム運営補助	様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」募集結果

応募人数：3,493人（募集人数 約200人に対し、約17倍）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
 電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。



詳細は公式
ウェブサイトへ



画像提供：GREEN×EXPO 協会

- 【開催期間】 2027年3月19日(金)～9月26日(日)
- 【開催場所】 旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)
- 【テーマ】 幸せを創る明日の風景
- 【開催者】 GREEN×EXPO協会
(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

公式マスコットキャラクター トウンクトウンク



©Expo 2027

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトウンクトウンクです。

植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。

自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

GREEN×EXPO 2027は、「環境との共生」をテーマにした世界的な催しです。ホストシティである横浜市は、EXPO会場内に市民の皆様と共につくる「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」を設けます。

横浜には、自然保全や花壇づくり、公園の緑化、街の美化など、地域を思うさまざまな取り組みが広がっており、日々の「まちの豊かさ」につながっています。今回のEXPOでは、こうした活動に関わる方はもちろん、ご関心のある方や初めての方にも、無理のない形で加わっていただける多様な場を、市民の皆様と共に広げていきます。

花や緑の空間を育てながら、横浜の魅力と、資源循環や環境にやさしい暮らしの大切さを来場者にそっと届けていきたいと思います。

皆様と一緒できることを、心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

次の万博は横浜です！ 市民の皆さまと、世界の舞台に！

GREEN×EXPO 2027に ボランティアとして 参加してみませんか？



公式マスコットキャラクター
トウンクトウンク



あなたに合った 活動が見つかる！ 5つのボランティア

植物の管理

運営サポート

ツアーガイド

フィールドづくり

プログラムの運営補助

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL : 045-671-4627 E-mail : da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

ボランティアとして参加してみませんか？

EXPO 全体

花壇の管理や会場内外での案内など、EXPO全体の運営をサポートし、来場者をおもてなしするボランティアを募集します。

募集期間

2026年4月30日(木) 17:00まで



ご応募はこちら



植物管理ボランティア

募集人数 ▶ 約2,000人

花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草など管理のサポートを行います。



運営ボランティア

募集人数 ▶ 約10,000人

来場者が安心して笑顔で楽しめるよう、会場内外での案内など運営のサポートを行います。

お問合せ

GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター

TEL: 0120-878-950

(受付時間: 9:00~17:30 ※毎週水曜日休み)

E-mail: info@volunteer.expo2027yokohama.or.jp



【会場全体図】



横浜市出展エリア
(建物空間を活用した発信拠点)

横浜市出展エリア
(フィールドを活用した活動拠点)

横浜市出展エリア

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点を共に盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。
※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

2026年7月頃 募集開始



ツアーガイド

募集人数 ▶ 約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。



フィールドづくり

募集人数 ▶ 約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



プログラム運営補助

募集人数 ▶ 約600人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。

令和7年度青葉区区民意識調査結果のポイント

対象者 青葉区内に居住する満18歳以上5,000人(外国人75人含む) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
 調査方法 郵送又はインターネット回答によるアンケート方式 調査期間 令和7年6月2日(月)～6月20日(金)
 有効回答数 2,127(回収率42.5%)

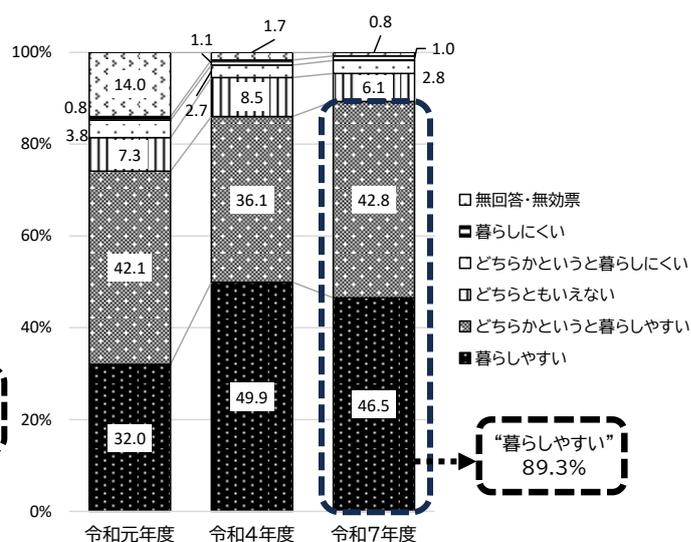
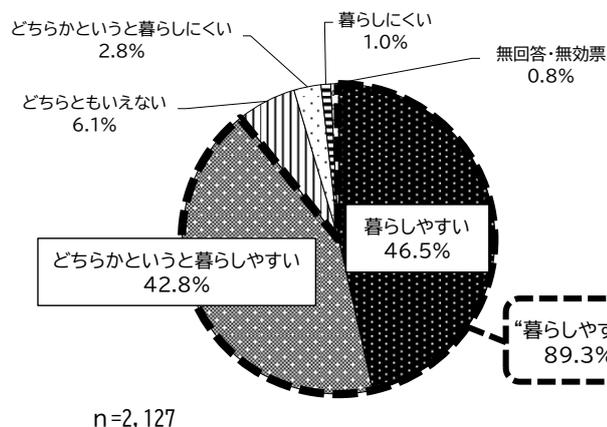
※百分比はnを100.0%として算出し、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。
 このため、内訳の合計が100.0%に満たない場合や、上回る場合があります。

1 生活環境

9割近くが、生活環境において「暮らしやすい」又は「どちらかという暮らしやすい」と回答

- 現在の住まいの周辺的生活環境が「暮らしやすい」(「暮らしやすい」+「どちらかという暮らしやすい」の合計)の割合は89.3%となりました。
- 令和4年度と比べると、「暮らしやすい」が減り、「どちらかという暮らしやすい」が増えました。令和元年度と比べると「暮らしやすい」は増加しました。

Q. あなたは、現在のお住まいの周辺的生活環境をどのように感じていますか。

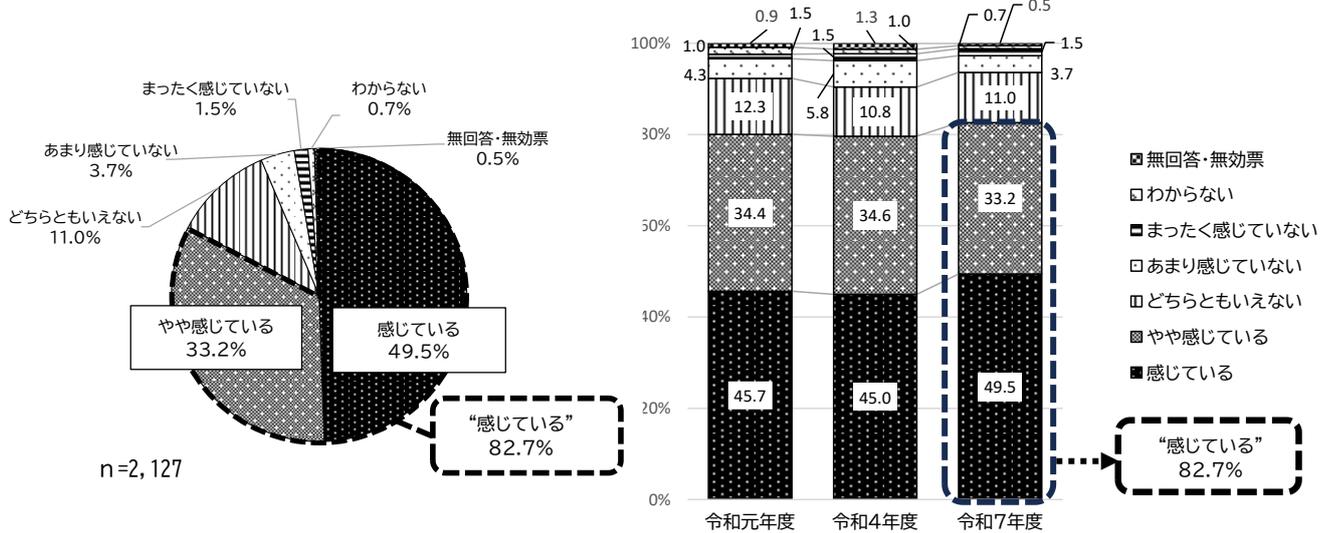


青葉区への 愛着・誇り

愛着や誇りを「感じている」又は「やや感じている」と回答した割合は8割を超える

- 青葉区に愛着を“感じている”(「感じている」+「やや感じている」の合計)割合は、82.7%となりました。
- 令和元年度、令和4年度と比べると、「感じている」が増加しました。

Q. あなたは、青葉区に対して、愛着や誇りを感じていますか。

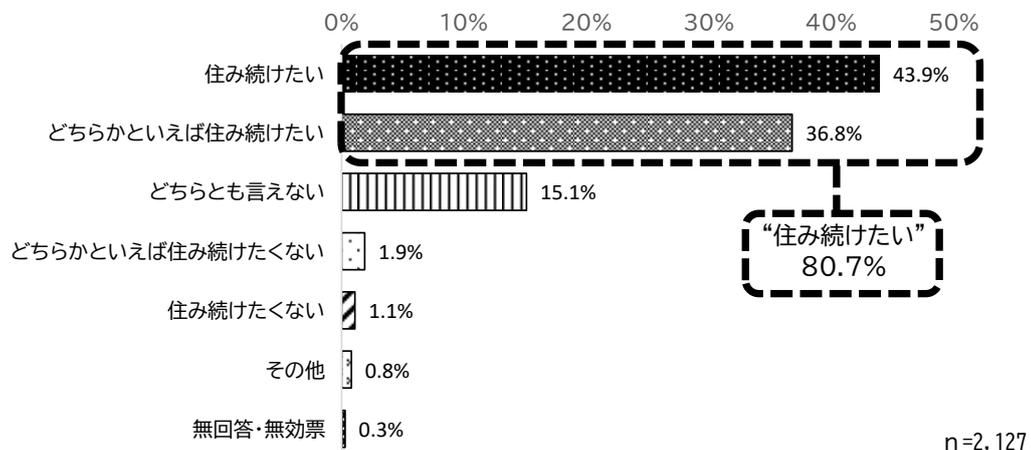


定住意識

「住み続けたい」又は「どちらかといえば住み続けたい」と回答した割合は8割を超える

- 青葉区に“住み続けたい”(「住み続けたい」+「どちらかといえば住み続けたい」の合計)割合は、80.7%となりました。

Q. あなたは、青葉区に住みつづけたいと思いますか。



n=2, 127

住環境で重視する点

4割近くが「治安の良さ」と回答

- お住まいの住環境にとって重要だと思う点は、「治安の良さ」が39.6%と割合が最も多く、次いで「日頃の買い物などの利便性」(37.0%)、「交通(通勤・通学など)の便」(36.8%)でした。

Q. お住まいの住環境にとって、特にどれが重要だと思いますか。(複数回答3つまで可)

n=2,127

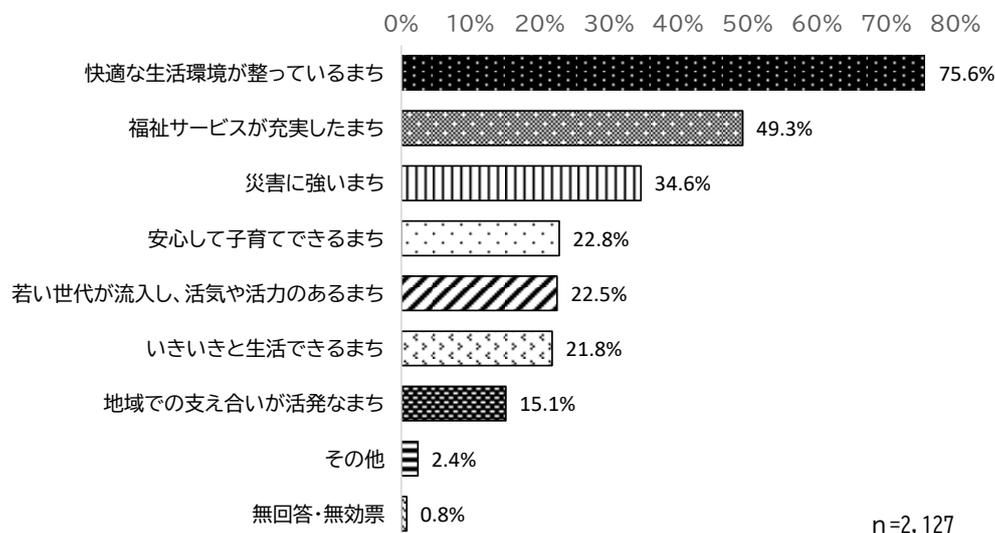
順位	お住まいの住環境にとって重要だと思う点(上位5位)	
1位	治安の良さ	39.6%
2位	日頃の買い物などの利便性	37.0%
3位	交通(通勤・通学など)の便	36.8%
4位	病院・診療所などの地域医療	29.9%
5位	静かな住環境	17.6%

将来の青葉区

7割半ばが「快適な生活環境が整っているまち」であってほしいと回答

- 将来、青葉区がどのようなまちであってほしいと思うかという質問に対して、「快適な生活環境が整っているまち」が75.6%と割合が最も高く、次いで「福祉サービスが充実したまち」(49.3%)、「災害に強いまち」(34.6%)でした。

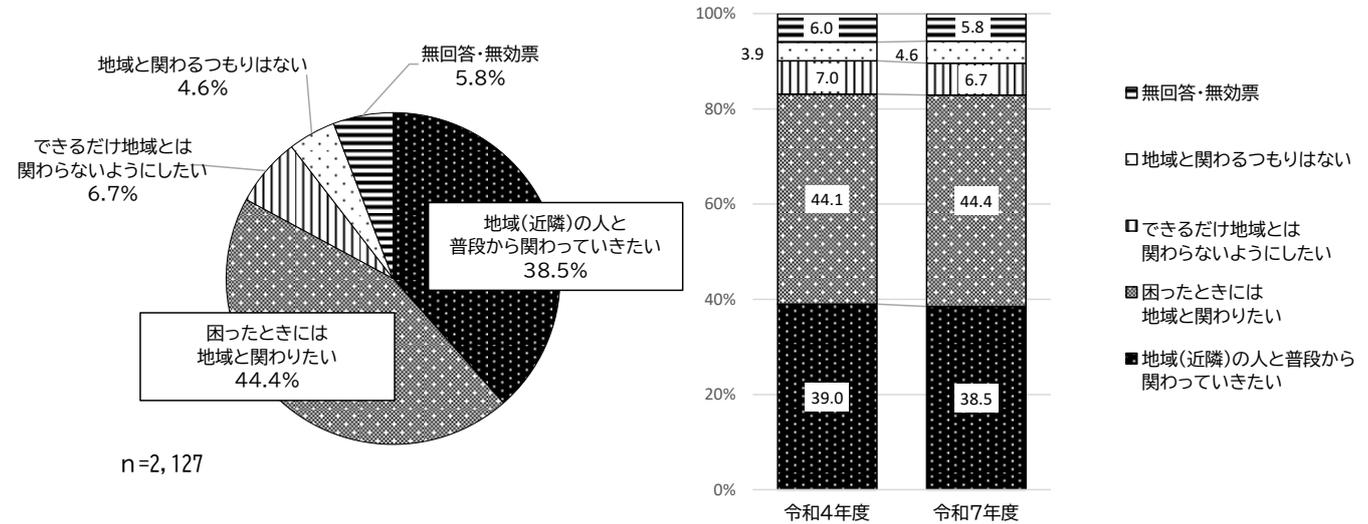
Q. あなたは、将来、青葉区がどのようなまちであってほしいと思いますか。(複数回答3つまで可)



4割半ばが「困ったときには地域と関わりたい」と回答

- 地域との関り方について、「困ったときには地域と関わりたい」が44.4%と最も高く、次いで「地域(近隣)の人と普段から関わっていききたい」が38.5%でした。

Q. あなたは、地域とどのように関わっていききたいと思いますか。



6割半ばが「水や食料の備蓄」、5割近くが「トイレパック(携帯トイレ)の準備」と回答

- 実施している防災対策について、「水や食料の備蓄(一人当たり3日以上)」が64.9%と割合が最も高く、次いで「トイレパック(携帯トイレ)の準備」(49.7%)、「ニュースなどでの気象状況の把握」(46.0%)でした。

Q. あなたが実施している防災対策は何ですか。(複数回答可)

n=2,127

順位	既に取り組んでいること(上位5位)	
1位	水や食料の備蓄(一人当たり3日以上)	64.9%
2位	トイレパック(携帯トイレ)の準備	49.7%
3位	ニュースなどでの気象状況の把握	46.0%
4位	非常持出袋	41.2%
5位	大きな地震が発生した時の避難場所や避難経路の確認	37.9%

「在宅時でも必ず施錠」と回答した割合は8割を超える

- 実施している防犯対策について、「在宅時でも必ず施錠する」が80.2%と割合が最も高く、次いで「自宅に多額の現金を保管していない」(63.3%)、「自宅への来訪者は、ドアスコープ等で確認してから対応している」(57.6%)でした。

Q. あなたが実施している防犯対策は何ですか。(複数回答可)

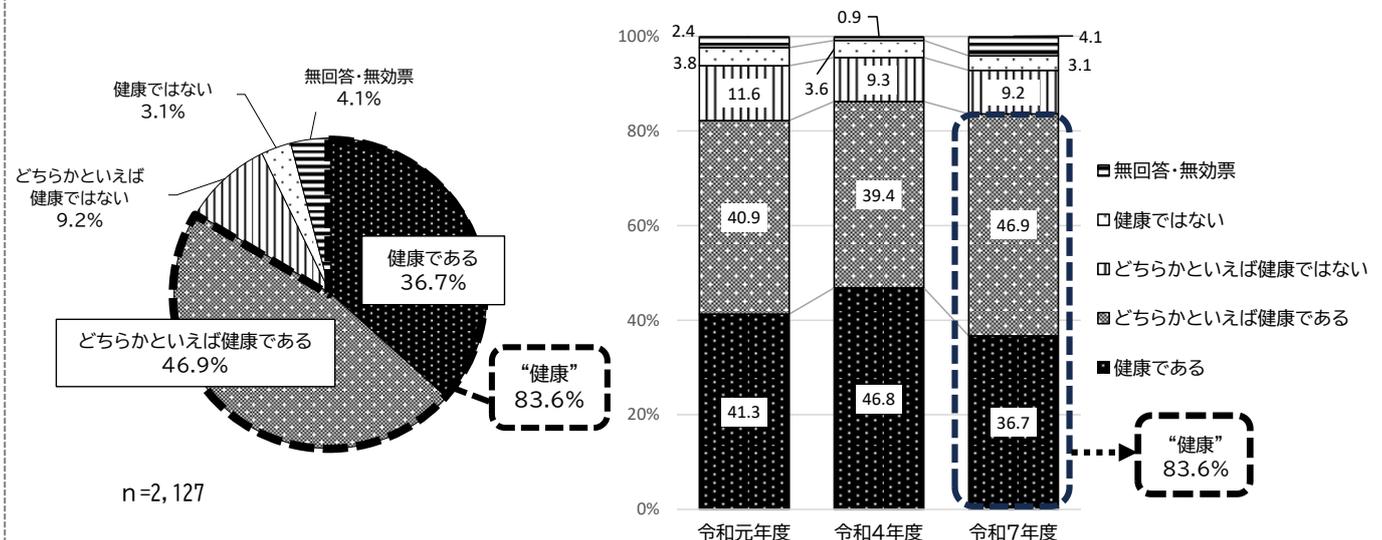
n=2,127

順位	既に取り組んでいること(上位5位)	
1位	在宅時でも必ず施錠する	80.2%
2位	自宅に多額の現金を保管していない	63.3%
3位	自宅への来訪者は、ドアスコープ等で確認してから対応している	57.6%
4位	夜間帯に一人で歩くときは、なるべく人通りの多い明るい場所を歩くようにしている	42.5%
5位	自宅のドアには複数の補助錠を取り付けている	35.2%

8割半ばが「健康である」又は「どちらかといえば健康である」と回答

- 健康状態が“健康”(「健康である」+「どちらかといえば健康である」の合計)の割合は、83.6%でした。
- 令和元年度、令和4年度と比べると、「健康である」が減少し、「どちらかという健康である」が増加しました。

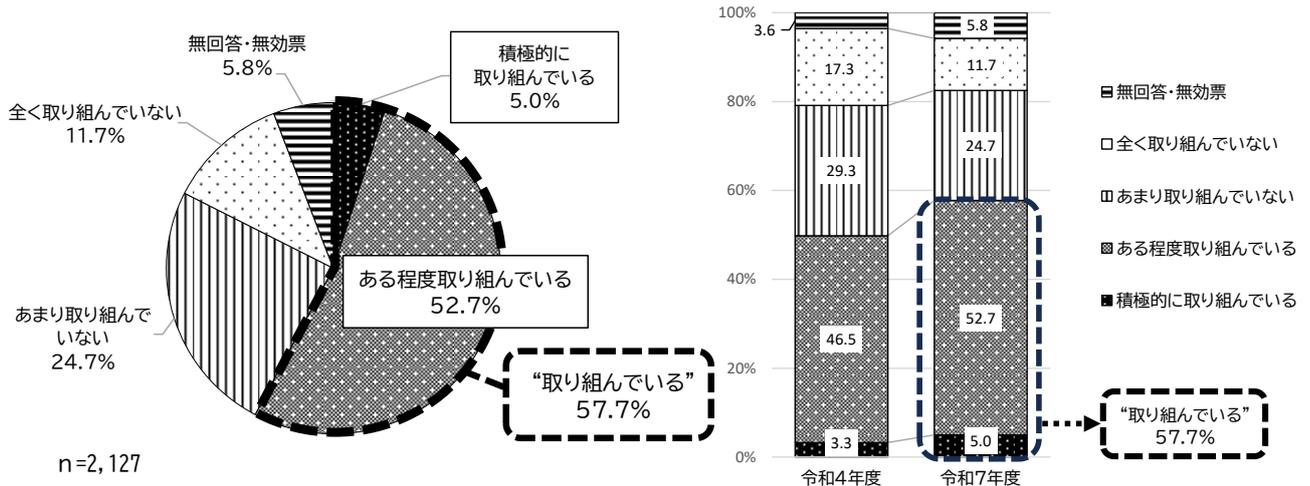
Q. あなたの健康状態はいかがですか。最近の状況に最も近いものを選択してください。



5割半ばが「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」と回答

- 脱炭素化に“取り組んでいる”（「積極的に取り組んでいる」＋「ある程度取り組んでいる」の合計）割合は、57.7%でした。
- 令和4年度と比べると、「積極的に取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」いずれも増加しました。

Q. あなたは、「脱炭素化」に向けた取組について、どの程度取り組んでいますか。



調査結果の詳細は、青葉区WEBサイトで公表しています。

令和7年度青葉区区民意識調査



(<https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kusei/tokei/aobakuminnishikityousa/research.html>)

発行: 青葉区区政推進課企画調整係

TEL: 045-978-2216 FAX: 045-978-2411

自治会・町内会長 様

横浜市青葉区長 中島 隆雄
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 8 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 8 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9 円
「県のたより」	毎月	8 円
「ヨコハマ議会だより」	令和 8 年 5 月、8 月、12 月 令和 9 年 2 月	4 円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 9 年 1 月号は、令和 8 年 12 月 29 日までにお届けします。）

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に 2 回（令和 8 年 10 月と令和 9 年 3 月）お支払いします。お支払い前に部数確認の依頼をさせていただ

裏面あり

きますので御協力をお願いします。なお、『「広報紙配布謝金」振込みのお知らせ』については、令和7年度から送付を行っておりませんので、御承知おきください。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

電子申請で変更を受け付けています。

広報よこはま青葉区版 配布先変更	検索
------------------	----

変更手続は
こちらから



※電話・FAXでも変更を受け付けています。

青葉区区政推進課広報相談係 Tel978-2221 FAX978-2411

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

- (1) 自治会・町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各自治会・町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様幅広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和8年度も、紙面にて自治会・町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会・町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：青葉区区政推進課広報相談係

Tel978-2221 FAX978-2411

政策経営局広報・プロモーション戦略課広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

青葉区社団発 148 号
令和 8 年 2 月 20 日

自治会・町内会
会長各位

日赤青葉区地区委員会
事務局長 讚井 恵美子

令和 8 年度 赤十字募金運動に係る資材調査について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字募金運動にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本会では令和 8 年度 赤十字募金運動を 5 月に実施する予定で準備をすすめております。募金運動につきましては、あらためてご協力をお願いしたいと存じますが、事前に募金運動用資材数の確認をさせていただきたく存じます。

お忙しいところ恐れ入りますが、同封の資材調査票にご記入のうえ 3月 27 日(金) までにご回答のほどよろしくお願いいたします。

期限までに回答がない自治会・町内会へは、昨年と同数の資材を送付させていただきます。 なお、発送日につきましては 4 月下旬発送を予定しております。

1 調査内容

次の募金運動用資材について必要数をお知らせください。

別紙「資材見本」もあわせてご参照ください。

- ①募金封筒・・・集金用としてお使いください。
- ②受領証・・・募金の受け取り証としてお使いください。
- ③チラシ・・・募金活動をご理解いただくため赤十字募金の用途等を掲載した A4 サイズ（両面刷り）の資料です。
- ④パンフレット・募金活動をご理解いただくため赤十字募金の用途などを掲載した A5 サイズの冊子資料です。
- ⑤ポスター・・・掲示板への掲出にお使いください。

2 回答方法

資材調査票にご記入のうえ、同封の返信用封筒・FAX・回答用フォームいずれかの方法で 3 月 27 日（金）までにご回答ください。

募金運動実施予定の有無にかかわらず、ご回答のほどお願いいたします。

【お問合せ先】

日赤青葉区地区委員会事務局

（青葉区社会福祉協議会内）

担当：藤盛・熊谷

電話：045-972-8836

令和8年度「赤十字募金」資材調査票

【締切：令和8年3月27日（金）】

〇〇〇 様

◆ 資材数

募金資材の必要数をご記入ください。おおよその数で構いません。

不要の場合には「0」をご記入ください。4月下旬に下記数量の資材と依頼文、募金用振込用紙等を送付いたします。なお、期限までに回答の無い場合は前年度と同数を送付させていただきます。

	令和8年度	前年度（参考）
現在の加入世帯数	世帯	〇〇〇 世帯
①募金封筒	枚	〇〇 枚
②受領証（1冊10組）	冊	〇〇 冊
③チラシ（A4サイズ両面）	枚	〇〇 枚
④パンフレット（A5サイズ）	枚	〇〇 枚
⑤ポスター（A4サイズ）	枚	〇〇 枚

◆ 資材の送付先

令和8年4月10日時点で区役所へ届出されている会長宅へ送付します。

※会長宅以外への送付を希望される場合、下記へご記入ください。

住所：
〒

氏名：

連絡先：

備考：

◆ 回答方法 ※締切：3月27日（金）

同封の返信用封筒・FAX・下記QRコードいずれかの方法でご回答ください。募金実施予定の有無にかかわらず、ご回答のほどお願いいたします。

①同封の返信用封筒にて資材調査票を郵送

②FAX：045-972-7519にて送信

③資材調査回答用フォームにて <https://forms.office.com/r/rffwj15yDF> へ送信



【お問合せ先】

日赤青葉区地区委員会事務局
（青葉区社会福祉協議会内）

担当：藤盛・熊谷

電話：045-972-8836

自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1 月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) ポータル活用で期待できる効果

① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

② 2 回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを随時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ① 発送時期：令和 8 年 3 月下旬
- ② 発送方法：配送ルート便
- ③ 内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを実際に行うため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの 活用を開始する際に必要となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

5 運用開始にあたって

運用開始日（令和 8 年 4 月 1 日（水）9 時）以降、初期設定マニュアル（3 月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

（1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていただくことで、ポータルの管理者として登録されます。

（2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課 担当 栗田、石栗 電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和 8 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 8 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和 8 年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和 7 年度で終了しました。

4 添付資料

令和 8 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

5 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笹尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片淵

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 （区地域振興課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用。各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。